

子 児童手当・児童育成手当

児童手当

子育て支援課手当・医療係(☎5722-9162、☎5722-9328)

受給資格

中学校修了(平成19年4/2以降生まれ)までの子どもの養育者(所得制限<右下表>あり)

手当額

対象	手当額(子ども1人あたり月額)	
3歳未満(3歳の誕生月分まで)	1万5千円	
3歳~小学校修了前	第1・2子*	1万円 所得制限限度額(右下表①)以上の場合は一律5,000円
	第3子以降*	1万5千円 所得上限限度額(右下表②)以上の場合は支給なし ※4年6月分手当より適用
中学生	1万円	

*高校生以下の子どもから第1子と数える

このようなときには手続きを(★公務員の場合は勤務先で手続き)

- 子どもが生まれた
出生の翌日から15日以内に、生計中心者の住所地(★)で手続きをしてください
- 受給者(養育者)が区外へ転出する
区へ届け出た転出予定日で、受給資格が消滅します。翌日から15日以内に、新住所地(★)で手続きをしてください
- 子どものみが区外に転出する
区で引き続き受給するための、手続きが必要です。詳細はお問い合わせください
- 受取口座を変更したい
受給者名義の口座のみ指定可能です
- 受給者が公務員になった、公務員でなくなった
勤務先と住所地の両方で手続きをしてください。手続きが遅れると、返還金や手当を受給できない期間が生じる場合があります
- 子どもが里親に養育されるようになった、施設に入所・退所した
子育て支援課手当・医療係にご連絡ください

子どもが健やかに育つことを目的に、受給資格に該当する養育者へ手当を支給します。申請月の翌月分からとなります。手当を受給中のかたには、現況届を6月上旬に送付しますので、6月中に手続きをしてください。

※4年度から、児童手当の現況届は原則不要となり、必要なかたにのみ送付します

児童育成手当

子育て支援課手当・医療係(☎5722-9645、☎5722-9328)

●育成手当

受給資格 次の①または②に該当する平成16年4/2以降生まれの子どもの養育者(所得制限<下表>あり)

- ①父母が離婚・死亡などにより、ひとり親の状態にある(父か母が事実上の婚姻関係にあるときを除く)
- ②父または母に重度の障害がある

手当額 子ども1人あたり月額13,500円

●障害手当

受給資格 心身に中度以上の障害がある20歳未満の子どもの養育者(所得制限<下表>あり)

手当額 子ども1人あたり月額15,500円

児童手当の所得制限(3年中の所得)

扶養人数	所得制限額	
	所得制限限度額(①)	所得上限限度額(②)
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

*父母等のうち、生計中心者(所得の高いかた)の所得で判定

児童育成手当の所得制限(3年中の所得)

扶養人数	所得制限額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円

*以降扶養人数が1人増すごとに、38万円を加算
*所得は、年間収入から給与所得控除(または必要経費)、医療費控除、ひとり親控除などを差し引いたもの

民間賃貸住宅家賃の一部を助成します



子育て支援課居住支援係(☎5722-9878、☎5722-9325)

4/1現在、要件を満たしていることが必要です。所得要件など詳細は、募集案内書(6/1から、総合庁舎本館6階住宅課、地区サービス事務所<東部を除く>、目黒駅行政サービス窓口、住区センターで配布。区HP<コード①または②>から印刷可)をご覧ください。お問い合せください。



高齢者世帯等居住継続家賃助成

対象(①~④のいずれか)	内容	募集数
高齢者世帯 ①65歳以上の一人暮らし世帯 ②全員が60歳以上で、65歳以上のかたを含む世帯	家賃が1人世帯11万円、2人世帯12万円、3人以上世帯14万円以内の民間賃貸住宅に居住する世帯に、家賃の最大20%(上限あり)を最長6年間助成	90世帯(抽選)
障害者世帯 ③身体障害者手帳(1~4級)、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つかたがいる世帯 ④精神障害による障害年金受給者がいる世帯		



ファミリー世帯家賃助成

対象	内容	募集数
18歳未満の子を扶養し、かつ同居している世帯	家賃が5~18万円の民間賃貸住宅に居住する世帯に、月額2万円を最長3年間助成	170世帯(抽選)

④募集案内書に添付の申請書などを、6/1~30(必着)に、住宅課居住支援係(〒153-8573目黒区役所<住所不要>)へ郵送

殺虫剤などを散布するときは近隣への配慮をお願いします

環境保全課公害対策係(☎5722-9384、☎5722-9401)

飛び散った殺虫剤などで、周辺の住民に健康被害が生じる可能性があります。植木のせん定や病害虫の捕殺、防虫網の設置など、物理的な予防・駆除を優先しましょう。また、病害虫の発生や被害の確認がないのに、定期的に殺虫剤を散布することはやめましょう。

やむをえず殺虫剤などを使用する場合は

- ◆近隣へ事前に知らせる
目的・散布日時・薬剤の種類などを、看板などで事前に掲示し、付近に学校などがあれば連絡しましょう。
- ◆できるだけ飛散させないような努力を
風の弱い日や人通りの少ない時間帯を選び、使用量は最小限にしましょう。
- ◆使用方法を守る
法令に定められた殺虫剤などを使い、使用方法・注意事項を守りましょう。



農薬飛散による健康被害を防止するため、環境省が作成した公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルを、同省HP(コード③)をご覧ください。

